

令和4年度答申第20号  
令和4年7月5日

諮問番号 令和4年度諮問第15号（令和4年5月17日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項に基づく入院措置  
に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）29条1項の規定に基づき、入院措置の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、これを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）入院措置開始までの手続について

ア 精神保健福祉法23条は、警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないと規定する。

イ 精神保健福祉法 27 条 1 項は、都道府県知事は、警察官から上記アの通報のあった者について調査の上必要があると認めるときは、都道府県知事が指定する指定医（精神保健福祉法 18 条 1 項に規定する精神保健指定医をいう。以下同じ。）をして診察をさせなければならない旨規定する。

ウ 精神保健福祉法 29 条 1 項及び 2 項は、都道府県知事は、その指定する二人以上の指定医が、精神保健福祉法 28 条の 2 に基づく厚生労働大臣の定める基準に従い、上記イの診察をした結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合には、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨規定する。

精神保健福祉法 29 条 3 項は、都道府県知事は、同条 1 項の規定による措置を採る場合には、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨及び精神保健福祉法 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関すること等を書面で知らせなければならない旨規定する。

エ 精神保健福祉法 29 条の 2 第 1 項は、都道府県知事は、精神保健福祉法 29 条 1 項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、精神保健福祉法 27 条、28 条及び 29 条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を精神保健福祉法 29 条 1 項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨規定する。

精神保健福祉法 29 条の 2 第 2 項は、都道府県知事は、同条 1 項の措置をとったときは、すみやかに、その者につき、精神保健福祉法 29 条 1 項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならないと規定し、また、同条 3 項は、同条 1 項の規定による入院の期間は、72 時間を超えることができないと規定する。

(2) 指定医の診察又は精神医療審査会の審査に基づく入院措置の解除について

- ア 精神保健福祉法 29 条の 4 第 1 項及び 2 項は、都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神保健福祉法 29 条 1 項により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならない旨規定する。
- イ 精神保健福祉法 38 条の 2 第 1 項は、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項を、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならないと規定し、精神保健福祉法 38 条の 3 第 1 項は、都道府県知事は、上記定期の報告（以下、この定期の報告に係る書面を「定期病状報告書」という。）があったときは、当該報告に係る所定の事項を精神保健福祉法 12 条所定の精神医療審査会に通知し、当該報告に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない旨規定する。
- ウ 精神保健福祉法 38 条の 4 は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し入院中の者を退院させることを命じることを求めることができる旨規定し（以下「退院等の請求」という。）、精神保健福祉法 38 条の 5 第 1 項は、都道府県知事は、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない旨規定する。
- エ 精神保健福祉法 38 条の 3 第 2 項及び 38 条の 5 第 2 項は、精神医療審査会は、上記イ及びウの求めについて審査をし、その結果を都道府県知事に通知しなければならない旨規定し、精神保健福祉法 38 条の 3 第 4 項及び同法 38 条の 5 第 5 項は、都道府県知事は、精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でない認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない旨規定する。
- オ 精神保健福祉法 38 条の 5 第 6 項は、退院等の請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならないと規定する。
- カ 精神保健福祉法 38 条の 6 第 1 項は、厚生労働大臣又は都道府県知事

は、必要があると認めるときは、その指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる旨規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和3年8月8日午後7時50分頃、B警察本部に来庁し、警察官が対応している最中に、奇声をあげて備品などを倒し、制止しようとした警察官に体当たりや所持していた傘を振り回して威嚇するなどしたことから、C警察署長は、審査請求人について、精神障害のため自傷他害のおそれが高いと判断し、処分庁に対し、精神保健福祉法23条に基づく通報をした。

(精神障害者に関する通報書)

- (2) 処分庁は、令和3年8月8日午後11時45分頃、審査請求人について、精神障害のため自傷他害のおそれが高く、急速を要するとして精神保健福祉法29条の2第1項に基づく診察を行う必要があると認め、同日午後11時48分から午後11時53分まで、指定医1名に診察をさせたところ、同指定医は、審査請求人が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと診察した。

そのため、処分庁は、令和3年8月8日、審査請求人に対し、精神保健福祉法29条の2第1項に基づき、入院措置の決定をし、入院措置を採る旨及び退院等の請求に関すること等を書面で通知し、審査請求人をD病院（以下「本件病院」という。）に入院させた。

（事前調査及び移送記録票、措置入院に関する診断書（令和3年8月8日付け）、措置入院決定のお知らせ（令和3年8月8日付け））

- (3) 処分庁は、令和3年8月10日午前10時3分から午後2時16分にかけて、本件病院において、審査請求人に対し上記(2)の診察を行った指定医とは別の指定医2名に診察をさせたところ、審査請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した。

そのため、処分庁は、令和3年8月10日午後3時47分までに、審査請求人に対し、精神保健福祉法29条1項の規定に基づき、入院措置の決定を

し、入院措置を採る旨及び退院等の請求に関すること等を書面で通知し、審査請求人を本件病院に入院させ、以後、本件病院において治療を継続している。

(措置入院に関する各診断書(令和3年8月10日付け)、措置入院決定のお知らせ(令和3年8月10日付け)、措置入院機関における診療録及び看護記録(令和3年12月22日現在))

(4) 審査請求人は、令和3年11月1日、処分庁に対し、精神保健福祉法38条の4の規定に基づく退院等の請求をした。E精神医療審査会(以下「本件精神医療審査会」という。)は、審査の結果、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認め、処分庁は、同月30日、審査請求人に対し、その結果を通知した。

(退院請求書簡(令和3年10月27日付け)、退院請求等処理調書(令和3年11月1日受理分)、退院請求に係る審査結果通知(令和3年11月30日付け))

(5) 審査請求人は、令和3年11月8日、審査庁に対し、上記(3)の入院措置の処分(本件処分)を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 本件病院の管理者は、令和3年11月10日、処分庁に対し、審査請求人に係る定期病状報告をした。本件精神医療審査会は、同年12月21日、審査の結果、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認めた。

(措置入院者定期病状報告書(令和3年11月9日)、精神医療審査会議事録(令和3年12月21日開催)、措置入院者定期病状報告書・連名簿兼議事録(令和3年12月21日審査分))

(7) 処分庁は、令和3年11月17日、精神保健福祉法38条の6第1項の規定に基づき、指定医に審査請求人に対する診察をさせたところ、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められるとされた。

(措置入院3か月経過後診察結果票)

(8) 審査請求人は、令和4年3月15日、処分庁に対し、精神保健福祉法38条の4の規定に基づく退院等の請求をした。また、本件病院の管理者は、令和4年2月21日、処分庁に対し、審査請求人に係る定期病状報告をした。本件精神医療審査会は、令和4年3月22日、上記退院等の請求及び定期病状報告について審査した結果、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認め、処分庁は、令和4年3月22日、審査請求人に対し、その結

果を通知した。

(退院請求書簡(令和4年3月15日受理)、退院請求等処理調書(令和4年3月15日受理分)、措置入院者定期病状報告書(令和4年2月21日)、精神医療審査会議事録(令和4年3月22日開催)、措置入院者定期病状報告書・連名簿兼議事録(令和4年3月22日開催分)、退院請求に係る審査結果通知(令和4年3月22日付け))

(9) 審査庁は、令和4年5月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

私は理由があってB警察本部に行き、警察官に暴力行為はしていない。私を診た2名の指定医は警察官の話だけを聞き、私の体の調子を全く調べず話も聞かずに判断したようである。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

諮問説明書、諮問説明書の補充書(令和4年5月23日付け)及び審査庁主張書面(令和4年6月22日付け)によると、以下のとおりである。

1 令和3年8月8日、処分庁は、B警察C警察署長からの通報を受理し、同日に行った精神保健福祉法27条1項に基づく調査の結果を踏まえ、同月10日付けで、その指定する2名の指定医をして基準に基づく判定をさせたところ、その診察を受けた審査請求人は精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることについて各指定医の診察の結果が一致したことから、精神保健福祉法29条1項に基づき、審査請求人に対して本件処分を行ったものであると認められる。

2 審査請求人に係る診療録及び看護記録によれば、処分開始から弁明時点までの間、主治医及び指定医、並びに病院職員による頻回の診察が行われているところ、「入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至った」事実は認められず、その他の処遇等についても違法又は不当な点は認められない。

処分庁によって行われた精神科病院実地審査においては、処分庁が令和3年11月17日付けで、その指定する指定医に、入院中の審査請求人を診察させ、「措置継続適当」であるという結果が得られている。

本件病院の管理者が令和3年11月9日付けで処分庁宛てに提出した精神

保健福祉法38条の2第1項の規定に基づく措置入院者の定期病状報告書については、同日に診察した指定医によって判定された結果が記載されており、令和3年12月21日付けで開催された精神保健福祉法12条に基づき設置された本件精神医療審査会によって「入院適切」と判断されている。さらに、同精神科病院の管理者が令和4年2月21日付けで処分庁宛てに提出した定期病状報告書についても、令和4年2月18日に診察した精神保健指定医によって判定された結果が記載されており、令和4年3月22日付けで開催された本件精神医療審査会によって「入院適切」と判断されている。

- 3 審査庁は、精神保健福祉法29条の4において規定される入院措置の解除について、処分庁が審査請求人に対する措置入院に関し、審理閉会後も、解除せずに継続していることが違法不当に当たらないか、追加調査を行った。

審査請求人に係る診療録及び看護記録によれば、主治医及び指定医並びに病院職員による頻回の診察・面談が行われているところ、「入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至った」事実は認められない。また、その他の処遇等についても違法又は不当な点は認められない。

- 4 このように、審査請求人については、本件処分の開始時から継続して入院が必要な状態が続いていると判定されており、処分を終了できる状態にあつたとは認められない。以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらず、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年5月17日、審査庁から諮問を受け、同年6月16日及び同月30日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年5月23日に諮問説明書の補充書及び資料の提出を、同年6月22日に主張書面及び資料の提出を受けた。

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件においては、審査請求人は令和3年8月10日に精神保健福祉法29条1項の規定に基づく入院措置の決定がなされ、以後、入院措置が継続している。本件処分は継続的事実行為であるから、その適法性、妥当性を判断するに当たっては、入院措置の決定をしたことに加え、入院措置が開

始されてから現時点（本件答申の時点）まで入院措置を継続していることについても、違法、不当がないかを判断する必要がある。

(2) 入院措置の決定について

ア 精神保健福祉法29条1項の規定に基づく入院措置の決定は、精神保健福祉法27条1項の規定による診察を受けた者について、「精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」という事由（以下「措置入院事由」という。）があると認めることについて、二人以上の指定医の診察の結果が一致した場合でなければ、してはならないとされ、措置入院事由の有無の判定は、精神保健福祉法28条の2の規定により厚生労働大臣の定める基準に従って判定を行わなければならないとされている。そして、当該基準として、厚生労働大臣は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（昭和63年厚生省告示第125号。以下「本件判定基準」という。）を定めている。

本件判定基準は、上記の「判定は、診察を実施した者について、入院させなければその精神障害のために、次の表に示した病状又は状態像により、自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為（以下「自傷行為」という。）又は殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為（以下「他害行為」といい、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。）を引き起こすおそれがあると認めた場合に行うものとする」とし、「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に当たっては、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等を考慮するものとする」と定めている。また、「次の表」として掲げられた表には、「病状又は状態像」ごとに「自傷行為又は他害行為のおそれの認定に関する事項」及び「原因となる主な精神障害の例示」が示され、「病状又は状態像」として、「抑うつ状態」、「躁状態」、「幻覚妄想状態」、「精神運動興奮状態」、「昏迷状態」、「意識障害」、「知能障害」、「人格の病的状態」が挙げられている。

このように診察を受けるべき者について病状又は状態像の区分に応じて判定を行うこととする本件判定基準に、特段不合理な点はみられない。

イ 令和3年8月10日に入院措置の決定がなされた際の指定医二人の診

察結果は以下のとおりである。

指定医の1名が作成した措置入院に関する診断書では、大要、審査請求人の病名は統合失調症であり、「現在の状態像」として「幻覚妄想状態」及び「躁状態」、「重大な問題行動（今後おそれある問題行動）」として「暴行」、「恐喝」及び「脅迫」が指摘され、「診察時の特記事項」として、意味不明の自己主張があった、放置すれば他害に及ぶおそれ大きい旨が記載されている。そして、以上の結果として、「医学的総合判断」は「要措置」とされている。

残る1名の指定医が作成した措置入院に関する診断書では、大要、審査請求人の病名は統合失調症であり、「現在の状態像」として「精神運動興奮状態」、「重大な問題行動（今後おそれある問題行動）」として「傷害」及び「器物損壊」が指摘され、「診察時の特記事項」として「思考、言動にまとまりがなく、精神運動興奮を伴っている」と記載されている。そして、以上の結果として、「医学的総合判断」は「要措置」とされている。

（措置入院に関する各診断書（令和3年8月10日付け））

以上によれば、審査請求人の診察を行った二人の指定医は、いずれも、本件判定基準に従って審査請求人に措置入院事由があると判定したことが認められる。したがって、この指定医の一致した判定を受けてされた入院措置の決定は、精神保健福祉法29条1項及び2項の規定に従ったものとして、妥当であると認められる。また、第1の2（3）のとおり、精神保健福祉法29条3項所定の審査請求人に対する書面による通知は行われている。

### （3）入院措置の継続について

各項末尾掲記の資料によれば、本件については以下の事実が認められる。

ア 令和3年11月9日付け措置入院者の定期病状報告書には、審査請求人は、同日に行われた指定医の診察により、統合失調症と診断され、過去3か月間の治療内容とその結果として「病識が欠如して」いる、「入院中はスタッフに対しての暴力や保護室の壁や便器を破壊するなどの問題行動が認められる。現在も暴力のリスクがあるため、保護室にて治療中である。」等と記載されている。

また、令和3年11月17日に処分庁が行った、上記とは異なる指定医による診察において、大要、審査請求人の病名は統合失調症であり、「現

在の状態像」として「幻覚妄想状態」及び「精神運動興奮状態」、重大な問題行動（今後おそれある問題行動）として「傷害」及び「器物損壊」が指摘され、「診察時の特記事項」として「医師かどうかも信じられないと拒否的で一方的に興奮する状態」等と記載され、診察の結果は「措置継続適当」とされた。

（措置入院者定期病状報告書（令和3年11月9日）、措置入院3か月経過後診察結果票）

イ 令和4年2月21日付け措置入院者の定期病状報告書には、審査請求人は、同月18日に行われた指定医の診察により、統合失調症と診断され、過去6か月間の治療内容とその結果として「病識が欠如して」いる、「入院中はスタッフに対しての暴力や保護室の壁や便器を破壊するなどの問題行動が認められる。現在も気分の波が認められ、執拗に訴え続ける。」等と記載されている。

（措置入院者定期病状報告書（令和4年2月21日））

ウ 審査請求人が令和3年11月1日及び令和4年3月15日に行った各退院請求に対して、本件精神医療審査会が行った審査の結果は、引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められるというものであった。

（退院請求に係る審査結果通知（令和3年11月30日付け）、退院請求に係る審査結果通知（令和4年3月22日付け））

エ 本件諮問後に審査庁から令和4年5月23日に提出された審査請求人に係る同年4月28日までの診療録及び看護記録には、同月26日から午前午後30分ずつ職員同伴での観察開放が始まってはいるが、それ以外の時間は依然隔離中であり、また、状態に波があり、継続して様子を観察する、処遇の拡大については慎重に対応する旨が記載されている。

（措置入院医療機関における診療録及び看護記録（令和4年5月6日現在））

オ 当審査会の求めにより審査庁から令和4年6月22日に提出された審査請求人に係る同月8日までの診療録及び看護記録には、同年5月17日から上記エの観察解放は午前午後2時間ずつに延長されているが、それ以外の時間は依然隔離中であり、また、同年6月7日時点でも拒薬があり、幻視を訴えていること、これまで処遇拡大期間中に何度も暴力などの問題行動を繰り返していることなどから、処遇の拡大については慎重に対応する旨が記載されている。

(措置入院医療機関における診療録及び看護記録(令和4年6月9日現在))

上記アからオの点を検討すると、審査請求人は、入院措置後も措置入院事由が継続しており、現時点(本件答申の時点)においてもその状態は同様であると考えられる。

(4) 以上によれば、審査請求人について入院措置の決定をし、入院措置を継続している本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹